

自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金について

●令和3年10月1日より、愛知県条例にて、自転車乗車時にヘルメットを着用することが努力義務、保険加入が義務と定められたことを受け、豊明市では、自転車事故の被害を減らすため、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を創設し、次のとおりヘルメット購入について補助をしています。

●特に新入中学生については、行動範囲が広がり、自転車で外出する機会の増加が想定されるため、補助額が上乘せとなっています。

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | ① 豊明市に住民登録のある18歳以下の児童生徒等又は65歳以上の高齢者 ② ①のうち、新入中学生（来年度中学1年生になる人または中学1年生で1学期が終了するまでの人） |
| 補助対象経費 | 自転車乗車用ヘルメットの購入金額 |
| 補助額 | ① ヘルメット1個あたり購入金額の1/2（10円未満は切捨て） または2,000円（上限額）のうち低い方の額 ② ヘルメット1個あたり購入金額の17/20（10円未満は切り捨て） または3,400円（上限額）のうち低い方の額 |
| 要件 | ・補助対象者1人につき1個で1回限りです。 ・ヘルメットは安全性の認証（SG、JCF、CE、GS、CPSCマーク）を受けたものであること。 ・その他の認証は、補助対象に該当するか確認が必要となります。 |

★新入中学生は補助率が異なります。ご注意ください。

・新入中学生のヘルメット購入金額による補助額の例です。

①購入金額4,000円のヘルメットの場合： $4,000円 \times 17/20 = 3,400円$

3,400円 <豊明市から補助>

600円<本人負担>

②購入金額3,000円のヘルメットの場合： $3,000円 \times 17/20 = 2,550円$

2,550円 <豊明市から補助>

450円<本人負担>

③購入金額6,000円のヘルメットの場合： $6,000円 \times 17/20 = 5,100円 \Rightarrow$ 補助上限3,400円

3,400円 <豊明市から補助>

2,600円<本人負担>

●申請方法及び申請期限

購入後に申請書に必要書類(領収書、本人確認書類:保護者、お子様双方、振込先のわかるもの等)を添え、購入日から3か月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い方までに豊明市防災防犯対策課に提出してください。

○補助金の利用を検討されてみえる皆様にお願ひ致します。申請が年度末に集中しますと、通常より補助金の支払いにお時間をいただくことがございます。可能であれば、2月中旬までに申請をいただくと、スムーズに補助金のお支払い手続きができます。お手数をおかけしますが、早期の申請にご協力をお願い致します。

問合せ先 豊明市 市民生活部防災防犯対策課 交通防犯係
電話：0562-92-8305
E-mail:bousai@city.toyoake.lg.jp
申請様式 <https://www.city.toyoake.lg.jp/15530.htm>
豊明市役所HP 自転車乗車用ヘルメット着用促進補助 で検索